

平成28年度 財政援助団体等監査報告

1. 監査の対象

今回の監査は、市が出資している2団体、平成27年度に公の施設の管理運営を指定管理者制度により行った5施設の所管部課、及び市が財政的援助を与えた10団体（補助交付金10本）を対象として実施したものである。なお、補助団体については、いずれも市が事務局を所管している団体を対象とした。

(1) 出資団体監査

- ①株式会社 根室市観光開発公社
- ②株式会社 根室水産コンビナート公社

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ①根室市福祉会館 (所管部課：市民福祉部社会福祉課)
- ②根室市老人福祉センター (所管部課：市民福祉部介護福祉課)
- ③根室市第二老人福祉センター
(所管部課：市民福祉部介護福祉課)
- ④根室市白鳥台センター (所管部課：水産経済部商工観光課)
- ⑤根室市観光物産センター (所管部課：水産経済部商工観光課)

(3) 補助団体等監査

- ①根室市姉妹都市提携市民会議
(根室市姉妹都市提携市民会議事業補助金)
- ②根室市北方領土返還要求推進協議会
(根室市北方領土返還要求推進協議会運営事業補助金)
- ③北方領土返還要求根室市民大会実行委員会
(北方領土返還要求根室市民大会開催事業補助金)
- ④根室市納税貯蓄組合連合会
(根室市納税貯蓄組合連合会運営事業補助金)
- ⑤根室市交通安全指導員会 (根室市交通安全指導員会補助金)
- ⑥根室市民生委員児童委員協議会
(根室市民生委員児童委員協議会交付金)
- ⑦根室市青年サークル連絡協議会 (青年団体育成事業補助金)
- ⑧根室市総合文化会館事業協会
(根室市総合文化会館事業協会運営事業補助金)
- ⑨根室体育協会 (根室体育協会関連事業補助金)
- ⑩根室市幼少年婦人防火委員会
(根室市幼少年婦人防火委員会補助金)

2. 監査の期間

自 平成29年 2月20日

至 平成29年 3月10日

3. 監査の場所 監 査 委 員 事 務 局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
- 根室市監査委員 波 多 雄 志

5. 監査項目

(1) 出資団体監査

- ① 出資事業の目的に添った執行の当否
- ② 出資に係る経理内容の適否
- ③ 出資事業の効果の当否

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ① 指定管理者の指定手続の適否
- ② 利用料金制の採用の有無とその適否
- ③ 管理に関する協定等の締結の適否
- ④ 管理に関する経費の算定等の適否
- ⑤ 事業報告書の点検の適否

(3) 補助団体等監査

- ① 補助事業の目的に添った執行の当否
- ② 補助に係わる経理内容の適否
- ③ 補助条件、その他補助に関する契約内容の適否
- ④ 補助金の額の当否
- ⑤ 補助事業の効果の当否

6. 監査の結果及び意見

各財政援助団体・所管部課から提出された関係書類及び諸帳簿に基づくほか、担当より所要の説明を受けるなど、個別監査基準における通査の方法をもって監査を実施した。

その結果、出資団体・補助団体（所管部課）における出納その他の事務・事業の執行については、適正に処理されていると認められた。

また、指定管理者（所管部課）における事務・事業の執行についても、適正に処理されていると認められた。

しかし、一部において、事務処理の改善を要するものがあるので、速やかに改善されるとともに効率的な執行について、一層の努力を望むものである。

今回対象とした出資団体、指定管理者及び補助団体別の監査の概要については、別紙のとおりである。

平成28年度 財政援助団体等監査個別事項

1. 出資団体監査

- ① 株式会社 根室市観光開発公社
 - ・ 特記事項はありません。
- ② 株式会社 根室水産コンビナート公社
 - ・ 特記事項はありません。

2. 公の施設の指定管理者監査

- ① 根室市福社会館（所管部課：市民福祉部社会福祉課）
 - ・ 年間の管理業務実施報告書に添付されている収支決算書において、雑収入は自動販売機の設置に伴う電気料及び公衆電話料であるが、自動販売機の設置は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用であり、使用許可の権限は市となること及び電気料金や公衆電話の設置は、市が指定管理業務の経費として負担していることから、これらは市に帰属するので精査のうえ適正な事務処理を図られたい。

また、一般管理費の決算額（1,053,749円）が予算額（605,502円）に対して増額（448,247円）となっているが、予算の流用については市との協議が必要であるので仕様書10（1）①に基づき事務処理されたい。

加えて、前回の監査時に続いて、収支が同額の決算となっていることから精査されたい。
 - ・ 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する際は、協定書第8条の規定に基づき、市が特に認めた場合に限り可能であるが、再委託の承認を求める書類の提出がなされずに委託しているので、指定管理者への指導を図られ、適正に事務処理されたい。
- ② 根室市老人福祉センター・③根室市第二老人福祉センター
(所管部課：市民福祉部介護福祉課)
 - ・ 指定申請書（老人福祉センター・第二老人福祉センター）の添付書類において、法人以外の団体の場合に必要な代表者の身分証明書及び申請資格に関する申立書等の書類の添付がなく、申請資格を有しているかどうかの確認がなされていないので、公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、適正に事務処理されたい。

- ・ 指定申請書（第二老人福祉センター）に添付の経費調書において、誤って、老人福祉センターの経費調書が添付されているので、適正に事務処理されたい。
 - ・ 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する際は、協定書第8条の規定に基づき、市が特に認めた場合に限り可能であるが、再委託の承認を求める書類の提出がなされずに委託しているので、指定管理者への指導を図られ、適正に事務処理されたい。
 - ・ 事業報告書（年度）の提出はなされているものの、協定書の仕様書で定められている各種事業の実施状況、利用許可の状況などについて、具体的な内容のわかる書類の提出を求めるよう改善されたい。
- ④ 根室市白鳥台センター（所管部課：水産経済部商工観光課）
- ・ 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する際は、協定書第9条の規定に基づき、市が特に認めた場合に限り可能であるが、再委託の承認を求める書類の提出がなされずに委託しているので、指定管理者への指導を図られ、適正に事務処理されたい。
 - ・ 年間の管理業務実施状況報告書は、施設設備の保守点検等の実施月と業務名が報告されているが、月毎の報告書には、その記載がないことから、保守点検等の実施状況及びその結果について報告させるよう改善されたい。
 - ・ 協定書第3条において、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する事務処理規程第11の規定に基づく、燃料費及び修繕料のほかは原則行わないとする、管理費用の精算に係る条項を必要と考えるので精査されたい。
 - ・ 協定書に添付されている別表1（リスク分担）について、その内容は平成24年1月に開催された公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する事務処理規程の見直しの協議資料として示されたもので、本規程の見直しは行われなかったため、平成21年10月1日施行の規程に基づき事務処理されたい。
- ⑤ 根室市観光物産センター（所管部課：水産経済部商工観光課）
- ・ 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する際は、協定書第8条の規定に基づき、市が特に認めた場合に限り可能であるが、再委託の承認を求める書類の提出がなされずに委託しているので、指定管理者への指導を図られ、適正に事務処理されたい。
 - ・ 年間の管理業務実施状況報告書は、施設設備の保守点検等の実施月と業務名が報告されているが、月毎の報告書には、その記載がないことから、保守点検等の実施状況及びその結果について報告させるよう改善されたい。
 - ・ 協定書第3条において、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する事務処理規程第11の規定に基づく、燃料費及び修繕料のほかは原則行わないとする、管

理費用の精算に係る条項を必要と考えるので精査されたい。

- ・ 協定書に添付されている別表1（リスク分担）について、その内容は平成24年1月に開催された公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する事務処理規程の見直しの協議資料として示されたもので、本規程の見直しは行われなかったため、平成21年10月1日施行の規程に基づき事務処理されたい。

3. 補助団体等監査

① 根室市姉妹都市提携市民会議（根室市姉妹都市提携市民会議事業補助金） （所管部課：総務部総務課）

- ・ 補助事業等実績報告書において、姉妹都市訪問団の規模が縮小されたことにより補助事業等変更承認申請書が提出され、予算額を変更したところであるが、添付されている収支決算書は、当初の予算額と決算額の記載となっており、変更後の予算額も記載するようにされたい。
- ・ 事業費の支払いにおいて、領収書の日付が、通帳から現金を引き出した前の日付で発行されているものが2件あり、特別の理由がない限り立替払いは避けるべきであり、速やかな事務処理を行われたい。また、年末年始を迎える時期に依頼していた集金が遅れたことが要因となり、通帳から現金を引き出して20日を経過した日付の領収書が1件あるので、速やかに支払いを行うよう改善されたい。
- ・ 姉妹都市黒部市スポーツ交流団受入事業決算書の事務費において、通信運搬費・手数料の決算額を6,554円としているが、領収書は6,068円（切手代）分しか見当たらず、10月2日分の振込手数料と思われる486円分の領収書が添付されていない。
- ・ 平成28年4月1日以降の平成27年度分に係る会費の納入及び平成28年5月17日に補助金の精算による返納を行っているが、団体規約では会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日と規定されているので、会計年度内に会計処理が終わらないものについては、原則として平成28年度決算とすべきであるので適正に事務処理されたい。

② 根室市北方領土返還要求推進協議会 （根室市北方領土返還要求推進協議会運営事業補助金） （所管部課：総務部北方領土対策課）

- ・ 市に提出された補助金等交付申請書に添付されている事業予算書において、摘要欄の誤りが訂正されているが、団体決裁の申請書に添付されている事業予算書には訂正がなく、職員が団体から提出のあった書類を訂正したことになるので、適正な事務処理に努められたい。

- 補助金等交付決定伺書及び補助金等の確定伺書において、総事業費の全てを補助対象事業費としているが、事業推進費の反省会経費の飲食代は補助対象事業費とはならないので、適正に事務処理されたい。また、飲食のための会場費であれば事業に係る経費ではないので、補助対象外の経費となることから精査されたい。
- 平成28年2月15日付の補助金の概算払についての通知（案）において、概算払をする時期を平成28年3月とし、3月10日に振り込んでいるが、団体への通知は平成28年2月29日となっており、整合性がないので適正に事務処理されたい。
- 北方少年少女交流事業（派遣・受入）の概算旅費の支出において、旅費を受領した証拠書類の添付がないこと及び旅費概算請求（内訳）書に請求者の印が押されていないものがあるので適正に事務処理されたい。
- 北方少年少女交流事業（受入）の資金前渡精算戻入において、平成28年4月4日に通帳に入金されているが、団体規約では会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日とされていることから、原則として会計年度内に会計処理を行なわれるよう努められたい。
- 中央アピール行動に係る賠償責任保険及び普通傷害保険の金額が記載された保険契約申込書は添付されているものの領収書が添付されていないので適正に事務処理されたい。
- また、中央アピール行動に係るビデオ撮影・編集等の支払いにおいて、通帳から現金を引出してから1ヶ月を経過した日付の領収書となっているので、年末年始を挟んでいるものの、速やかな支払いを行うよう改善されたい。

③ 北方領土返還要求根室市民大会実行委員会

（北方領土返還要求根室市民大会開催事業補助金）

（所管部課：総務部北方領土対策課）

- 補助事業等実績報告書において、参加見込み人数の減少等に伴う支出経費の減少より補助事業等変更承認申請書が提出され予算額を変更したところであるが、添付されている決算書は、決算額のみ記載となっているので、当初及び変更後の予算額も記載されたい。
- 事業費の支払いにおいて、通帳から現金を引出して4日から22日を経過した日付の領収書が5件あり、土日を含んだことや依頼した集金の遅れが要因とのことであるが、速やかに支払いを行うよう改善されたい。
- 規約に監査を設置する規定がなく、決算に対する団体の監査が行われていないので改善されたい。

④ 根室市納税貯蓄組合連合会（根室市納税貯蓄組合連合会運営事業補助金）
（所管部課：総務部税務課）

- ・ 補助事業等実績報告書において、経費の見直しにより補助金額の削減が図られたことで、補助事業等変更承認申請書が提出され、予算額を変更したところであるが、添付されている収支決算書は、変更後の予算額と決算額の記載となっており、当初の予算額も記載されたい。
- ・ 補助金等概算払申請書に添付されている資金収支計画において、収支済額である4・5月分が、今後の収入・支出予定に記載されており、収支状況欄の収支済額と重複した記載となっているので適正に事務処理されたい。
- ・ 表彰用記念品の支出において、支出命令書及び領収書は6月25日付となっているが、5月14日付で請求書があり、6月19日に通帳から現金を引出しており、その支払いは請求から42日、現金を引出してから6日を経過していること、さらに支出命令書の決裁前に現金を引出しているものが本件の他2件あるので、適正に事務処理されたい。
- ・ 補助金額の確定による精算戻入において、通帳から現金を平成28年3月31日に引出しているが、戻入日は平成28年4月6日で、6日を経過してから支払われているので、速やかに返納するよう改善されたい。
- ・ 通帳及び印鑑は担当者が一括に管理されているが、印鑑は通帳とは別に責任者を定めて管理を行われたい。

⑤ 根室市交通安全指導員会（根室市交通安全指導員会補助金）
（所管部課：市民福祉部市民環境課）

- ・ 補助事業等変更承認申請書において、補助事業に要する経費及び変更後の補助事業に要する経費とあるのは誤りで、補助金等交付決定額及び変更後の補助金等申請額が正しく、金額についても誤って記載されていること及び市に提出された申請書の金額と一致していないので確認され適正に事務処理されたい。
- ・ 補助事業等変更承認申請書に添付されている決算見込において、当初の予算額と決算見込額を記載しているが、変更後の予算額を併せて記載のうえ変更の承認を受けられ、実績報告書の決算書に変更後の予算額を記載することとの整合性を図られたい。
- ・ 慶弔費からの見舞金の支出で領収書が添付されていないことについて、領収書をもらうことが難しいものは、担当した職員による、支出した事実を証明する支出証書等の証拠書類の作成を行われたい。
- ・ 研修費及び旅費の支給において、支給内訳書に受領者の領収印がないものが2件

あるので、研修費等を受領した証拠書類を添付するよう適正に事務処理されたい。

- ・ 退会者の記念品の購入において、支出命令及び領収書の日付が平成27年4月2日で、通帳から現金を引き出した平成27年4月16日より前の日付となっているので、特別な理由がない限り立替払いは避けるべきであり、速やかな事務処理に努められたい。
- ・ 補助金額の確定による精算戻入において、通帳から現金を平成28年4月19日に引出し、同日に戻入を行っているが、団体規約で会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日とされていることから、原則として会計年度内に会計処理を行なわれるよう努められたい。
- ・ 通帳及び印鑑は手提げ金庫で一括に管理しているが、印鑑の管理は通帳とは別に責任者を定めて管理を行われたい。

⑥ 根室市民生委員児童委員協議会（根室市民生委員児童委員協議会交付金）
（所管部課：市民福祉部社会福祉課）

- ・ 市から補助団体へ通知すべき補助事業指令前着手承認書、及び補助金等確定通知書の通知がなされていないので、適正に事務処理されたい。
- ・ 補助団体における預金通帳の管理において、平成27年8月27日以前のもものが記帳されている使用済の預金通帳を平成28年4月に破棄しているが、一定の期間が経過した上で破棄するべきである。

⑦ 根室市青年サークル連絡協議会（青年団体育成事業補助金）
（所管部課：教育委員会社会教育課）

- ・ 補助金等実績報告書において、事業報告書等の添付がなされないまま、補助金を確定しているので、添付書類を十分に確認の上、適正に事務処理されたい。
- ・ 交付決定伺書の交付申請書に添付されている収支予算書には、補助対象経費及び補助対象外経費を明記するよう、是正されたい。
- ・ 市から補助団体へ通知すべき補助事業指令前着手承認書の通知がなされていないので、適正に事務処理されたい。
- ・ 領収書の日付が、通帳から現金を引き出した日付より前の日付で発行されているものが8件あり、職員が立替払しているが、特別な理由がない限り、立替払は避けるべきであり、資金前渡払等に対応するなど是正されたい。
- ・ 補助団体における現金出納簿は作成されているものの、決裁行為がなされていない

いこと、及び月計・累計の収支額の記載がなされていないので、適正に事務処理されたい。

⑧ 根室市総合文化会館事業協会（根室市総合文化会館事業協会運営事業補助金）
（所管部課：教育委員会総合文化会館）

- ・ 積立金を補助対象経費として算定しているが、本積立金は全額、余剰金であり、当該会計年度における事業運営のために支出されたものではなく、補助対象外経費として算定するべきであるので、適正に事務処理されたい。
- ・ 領収書の日付が、通帳から現金を引き出した日付より前の日付で発行されているものが数件あり、職員が立替払しているが、特別な理由がない限り、立替払は避けるべきであり、資金前渡払等に対応するなど是正されたい。
- ・ 平成28年4月1日から4月中旬までに支出した2件について、平成27年度決算としているが、団体規約では会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とされているので、会計年度内に会計処理が終わらないものについては、原則として、平成28年度決算とするべきであるので、適正に事務処理されたい。
- ・ 補助団体における現金出納簿は作成されているものの、決裁行為がなされていないこと、及び月計・累計の収支額の記載がなされていないので、適正に事務処理されたい。また、現金出納簿の一部に記載漏れがあり、収支金額が決算額（決算書）より2万円少なくなっており、整合性がないので、確実に記載するよう適正に事務処理されたい。
- ・ 積立金の支出命令書の作成が未了であること、及び物品販売手数料の収入命令書に証拠となる書類の添付がないなど、不備が見られるので、適正に事務処理されたい。

⑨ 根室体育協会（根室体育協会関連事業補助金）
（所管部課：教育委員会社会体育課）

- ・ 厚床－根室駅伝競走（平成27年度）に係る協賛団体からの広告料（合計351,000円）について、中止に伴い広告料を次年度に繰り越しているが、平成28年3月30日に通帳から引き出し、平成28年9月13日に再度、入金するまで、5ヶ月以上に亘り現金を金庫内に保管した状態となっており、不適切な会計処理となっているので、適正に事務処理されたい。また、当該広告料の収支について、平成27年度の出納簿に記載しているにもかかわらず、平成28年度の収入として会計処理を行っているのは不適切であり、平成27年度分の収入として会計処理し、平成28年度に繰り越すべきである。
- ・ 補助団体における収入支出伝票において、全ての収入伝票、及び根室市総合体育祭に係る支出伝票の作成が未了であり、決裁がなされていないので、適正に事務処

理されたい。

- ・ 領収書の日付が、通帳から現金を引き出した日付より前の日付で発行されているものが2件あり、職員が立替払しているが、特別な理由がない限り、立替払は避けるべきであり、資金前渡払等に対応するなど是正されたい。
- ・ 領収書及び支出証書等の証拠書類のないものが1件あるが、支払いの際に領収書等を徴収するのが困難な場合は、支出証書等を作成するべきであるので、適正に事務処理されたい。
- ・ 補助団体における現金出納簿は作成されているものの、決裁行為がなされていないこと、及び月計・累計の収支額の記載がなされていないので、適正に事務処理されたい。
- ・ 補助金の概算払決定通知書において、概算払をする時期が市決裁の通知書（案）と実際の通知書（団体で保管）で相違しており整合性がないこと、また、通知した概算払をする時期を過ぎて振り込まれているものがあるので、適正に事務処理されたい。

⑩ 根室市幼少年婦人防火委員会（根室市幼少年婦人防火委員会補助金）
（所管部課：消防本部警防課）

- ・ 補助団体における現金出納簿は作成されているものの、決裁行為がなされていないので、適正に事務処理されたい。
- ・ 旅費の支出において、支出伝票に領収書の添付がなされていないので、適正に事務処理されたい。